

福山地方卸売市場業務規程の一部改正について

1 業務規程改正が必要となった理由

(1) 改正卸売市場法の成立

卸売市場を食品流通の核としつつ、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図ることを目的に、卸売市場法及び食品流通構造促進法の一部を改正する法律が成立した。

《改正卸売市場法》

公布 → 2018年（平成30年）6月22日

施行 → 2020年（令和2年）6月21日

法改正の背景

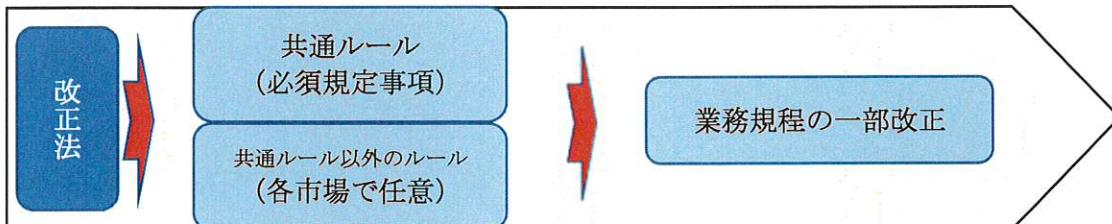
- ①加工食品や外食の需要が拡大
- ②通信販売、产地直売等の流通の多様化
- ③生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため
- ④実態に応じて創意工夫を生かした取組の促進
- ⑤物流コストの削減や品質・衛生管理の強化などの流通の合理化
- ⑥公正な取引環境の確保と、食品流通の合理化を一体的に促進

改正法のポイント

- ①「許認可制」から「認定制」へ移行
 - ・公正な取引の場として「市場」を認定
 - ・民間会社が開設する市場も認定の対象（地方卸売市場は、現行法でも民設可）
 - ・地方卸売市場の面積要件を廃止
 - ・国や都道府県が行う検査の対象は「開設者」のみ
 - ・卸売業者の手数料等の受領額の公表を義務化
 - ・認定市場のみ施設整備の補助対象（食品等流通合理化計画の認定が必要）
- ②共通ルール以外のルール（遵守事項）を市場ごとに任意設定（大幅な規制緩和）
 - ・第三者販売、直荷引き、自己買受け等のルール設定について市場ごとに判断
 - ・次の事項が認定の条件
 - ◆共通ルールに反しない
 - ◆取引参加者（出荷者、卸売業者、買受人等）の意見を偏りなく聞いている
 - ◆当該ルールそのものと、当該ルールを定めた理由を公表

(2) 地方卸売市場業務規程の改正

改正卸売市場法の趣旨を踏まえ、食品等の流通の多様化等に対応するため、改正法で定めた共通の取引ルールを含めて、その他のルールを規定した「業務規程」を改正する必要がある。



2 改正卸売市場法における取引ルールの取扱いについて

(1) 共通の取引ルール

国が定めた「卸売市場に関する基本方針」に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等、公正かつ透明を旨とする「共通の取引ルール」を遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていく。

共通の取引ルール（必須規定事項）

- | | |
|--------------|---|
| ①売買取引の原則 | 「取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。」 |
| ②差別的取扱いの禁止 | 「開設者及び卸売業者は、取引参加者等に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。」 |
| ③売買取引の方法 | 「卸売業者は、業務規程で定められた方法により、卸売を行うこと。」 |
| ④売買取引の条件の公表 | 「卸売業者は、売買取引の条件を公表すること。」 |
| ⑤決済の確保 | 「取引参加者は、業務規程に定められた方法により、決済を行う。」 |
| ⑥売買取引の結果等の公表 | 「開設者及び卸売業者は、卸売の数量及び価格その他の売買取引等を定期的に公表すること。」 |

(2) 共通ルール以外の取引ルール

開設者は、法に基づき、取引参加者の意見を偏りなく十分に聴いた上で、「共通ルール以外のルール」として、遵守事項を市場ごとに定めることができる。

改正卸売市場法における共通ルール以外の取引ルールにあたる主な規程

- | | |
|-----------|--|
| ①商物一致の原則 | 「卸売業者は、市場内にある物品以外の卸売をしてはならない。」 |
| ②第三者販売の禁止 | 「卸売業者は、当該市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。」 |
| ③直荷引きの禁止 | 「仲卸業者は、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。」 |
| ④自己買受けの禁止 | 「卸売業者は、販売を委託された商品を卸売業者自ら買い受けではない。」 |
| ⑤受託拒否の禁止 | 「卸売業者は、販売の委託の申込みがあった場合は、正当な理由がある場合を除き、拒んではならない。」 |

など

卸売市場に関する基本方針（抜粋）

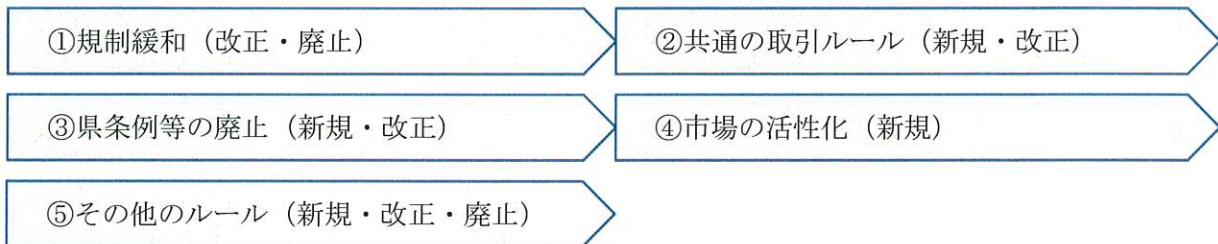
「開設者は、その他のルールを定める場合には、卸売業者及び仲卸業者だけではなく、出荷者や売買参加者を始めとする取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、議事録等を公表する等により、(略) 卸売市場の活性化を図る観点から、ルール設定を行う。」

3 業務規程の改正概要について

業務規程改正にあたっての福山地方卸売市場としての基本姿勢

“公正な取引を確保する”
”改正卸売市場法の趣旨・目的を尊重する”
”実態に合わない規制等については、廃止する方向で”
”取引参加者の様々な取引の可能性を阻害する規制は廃止する方向で”

(1) 業務規程の改正区分



(2) 業務規程の主な改正概要（詳細は、別紙「新旧比較表及び改正理由」参照）

- ①規制緩和につながる対応
 - ・卸売業者の取引ルール 商物分離・第三者販売・自己買受け
 - ・仲卸業者の取引ルール 直荷引き・受託販売など
- ②共通取引ルールの義務化に伴う規程
 - ・売買取引の原則 現行どおり規定
 - ・差別的取扱いの禁止 現行どおり規定
 - ・売買取引の方法 現行規程を一部改めて規定
 - ・売買取引の条件の公表 新規に規定
 - ・決済の確保 新規に規定
 - ・売買取引の結果等の公表 現行規程を一部改めて規定
- ③広島県における業務廃止（条例廃止など）に伴う規定
 - ・卸売業者の許可権限 開設者の権限として新規に規定
 - ・せり人の登録 開設者への届出制として規定
 - ・受託契約約款 卸売業者と委託者間における契約であるため、県への届出制は廃止
 - ・事業報告書の提出 県条例廃止に伴い、開設者への届出を義務化する規定など
- ④市場の活性化に資する規定
 - ・関連事業者の設置 現行規定に追加して、市場機能に支障を及ぼさない業務を営むものを追加（観光施設や小売り業者を想定）
- ⑤取引実態に応じた改正（廃止も含めて）
 - ・売買取引の方法 せり売り、入札、相対取引の物品の区分ごとの割合を廃止
 - ・卸売業者の保証金の預託等 開設者と卸売業者の保証金の対象となる金銭收受契約が存在していないため廃止
 - ・買受人の取引保証金の預託 卸業者と買受人の個別契約に基づくものであり、現行規定は廃止
 - ・指値ある受託物件 取引実態に応じて、必要であれば別に定めるため廃止など
- ⑥その他
 - ・市場の名称、位置及び面積 面積については、取引の要件として必要がないため、現行規定から削除
 - ・業務の停止等 取引参加者等の公平・公正な取引を確保するため、開設者に業務停

止等の権限を付与するため新規に規定 など

詳細は、別紙資料による。

4 これまでの経過と今後のスケジュール

(1) 卸売市場法改正から現在までの経過

- | | | |
|---------------|-------|----------------------------|
| ①2019年（平成31年） | 3月～8月 | 市場運営委員会において意見聴取（月1回開催） |
| ②2019年（令和元年） | 8月 | 流通対策協議会において、意見聴取 |
| ③2019年（令和元年） | 9月 | 出荷者、生産者、市民代表に対して個別に文書で意見聴取 |
| ④2019年（令和元年） | 9月 | 広島県との事前協議 |
| ⑤2019年（令和元年） | 10月 | 業務規程（素案）について、市場運営委員会で協議 |

(2) 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|--------------|-------|------------------------|
| ①2019年（令和元年） | 11月 | 業務規程（素案）に対して広く意見を募集 |
| ②2019年（令和元年） | 12月 | 意見募集結果について、運営委員会で報告・協議 |
| ③2020年（令和2年） | 1月～2月 | 業務規程（最終案）について、広島県と協議 |
| ④2020年（令和2年） | 3月 | 認定申請書を広島県へ提出 |
| ⑤2020年（令和2年） | 6月21日 | 改正卸売市場法施行・新業務規程施行 |